

ツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージ

令和8年2月
青森県

○県民の安全・安心の確保や農作物等の被害低減に向け、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等の各種鳥獣に対して、関係部局連携のうえ、総合的な施策パッケージにより対応する。

【対策1】ゾーニング管理の推進

①総合的な環境整備による農作物被害対策の推進(農林水産部)

- ・農地周辺の環境整備に向け、市町村の要請に応じて専門家を派遣
- ・農作物被害等の低減に向け、農業者等による集落環境整備を推進

②侵入防止柵設置の支援等(農林水産部、環境エネルギー部)

- ・農地や市街地などにおける侵入防止柵の設置を支援

③緩衝帯整備(環境エネルギー部、農林水産部、県土整備部)

- ・人の生活圏と野生動物の生息域との境界を互いに意識できるよう、農地周辺や県管理河川等における刈払い、間伐等による森林整備を推進

④誘因物等の適正な管理(農林水産部、環境エネルギー部)

- ・農作物残渣の適正な管理を周知徹底、放任果樹の撤去を支援

⑤農作物等の被害防止に向けた新技術の確立・普及(農林水産部)

- ・農地における積雪期のニホンジカ侵入防止対策等の技術実証・普及
- ・ICT監視・追払い機器等の活用研修会の開催

【対策2】個体群管理・捕獲圧強化

①継続的な調査・分析及び計画的管理(環境エネルギー部)

- ・継続的な生息状況調査・分析により、個体数を適切に管理

②ICT機器を活用した捕獲技術の普及及びICT機器の導入支援

(環境エネルギー部)

- ・ICT機器を活用した捕獲実証及び普及研修会の開催

③市町村等の有害鳥獣捕獲活動支援(農林水産部、環境エネルギー部)

- ・市町村等に対して捕獲活動経費や、捕獲の効率化・省力化を図るICT機器及び捕獲機材等の導入を支援

④農業者団体に対してニホンジカ・イノシシ用捕獲機材等の導入を支援

④捕獲単価の適正化等(農林水産部)

- ・有害鳥獣捕獲従事者に対する日当や捕獲単価の適正化を推進

【対策3】狩猟者等の人材確保・育成

①狩猟者の確保(環境エネルギー部)

- ・新規狩猟免許取得者向けに、講習会費用や猟銃等取得経費等を支援
- ・狩猟の魅力発信イベントの開催等を通じた狩猟免許取得の働きかけ

②狩猟者等の育成(農林水産部、環境エネルギー部)

- ・有害鳥獣捕獲従事者等を対象とした研修会等実施による技術向上を支援
- ・射撃訓練環境も含めた狩猟者の技術習得環境の改善

③ガバメントハンター・麻醉吹き矢の扱い手の確保・育成(環境エネルギー部)

- ・県によるガバメントハンターの雇用、市町村による雇用や育成を支援
- ・関係機関と連携した麻醉吹き矢等の扱い手確保・育成、研修会等の実施

④青森県鳥獣プロフェッショナル認定制度の創設・始動(環境エネルギー部)

- ・被害対策指導等に協力できる人材をデータベース化し、市町村を支援

【対策4】普及啓発の強化

①即応的な情報発信(環境エネルギー部)

- ・クマ出没情報管理システム「くまログあおもり」の導入による、迅速な情報発信

②各種媒体を通じた注意喚起・情報発信

(環境エネルギー部、県土整備部、危機管理局、観光交流推進部、農林水産部、こども家庭部、教育委員会)

- ・CMや動画等による注意喚起

- ・道路情報板等を通じた注意喚起の実施

- ・観光客への多言語チラシ等による注意喚起の実施

- ・農業者等を対象としたニホンジカ・イノシシ等被害対策研修会の開催

- ・学校における安全対策の強化

- ・ツキノワグマ出没注意報制度の見直しによる県民への効果的な情報発信

【対策5】府内体制・支援体制の強化

①鳥獣被害対策本部の設置(全部局)

- ・被害状況や対策等に関する情報共有及び施策の協議

②鳥獣被害対策連絡会議の設置(関係部局)

- ・対策本部で決定した施策の推進

③鳥獣被害対策支援センター及び対策支援チームの設置(関係部局)

- ・本庁にセンターを設置し、鳥獣被害情報の共有、対策方針を検討・推進
- ・農林水産事務所にチームを設置し、緊急銃猟応援や被害対策指導等を実施

④各部局における体制等整備(環境エネルギー部、農林水産部、県警察本部)

- ・鳥獣プロフェッショナル認定制度による市町村支援体制の構築(再掲)

- ・地域と連携した被害対策に当たる職員の養成

- ・各市町村への鳥獣対策マネジメント・ディレクターの設置、市町村間の連携促進

- ・警察官がライフル銃でクマの駆除を行う場合に備え、訓練等の準備を実施するほか、緊急銃猟に関する支援を強化